

■岩手県制度融資について

○ 岩手県制度融資とは

県内の中小企業みなさんに、経営の安定化や事業の活性化に必要な資金を円滑に調達していただくため、県と金融機関、保証協会が協力して行う融資の制度です。

中小企業みなさんの負担を軽減するため、「低利・低保証料率・長期」の資金としており、多くの資金が「固定金利」となっています。

【県制度融資の基本的な仕組み】

特徴！

- 低利、低保証料、長期の資金
- 多くの資金が固定金利
- 保証協会の保証により実施
- お近くの金融機関が申込窓口

中小企業者

- 金融機関に融資を申し込みます
- 保証の申込みは、必要書類を添えて、金融機関を通じて行います

取扱金融機関

- 普通銀行の県内本支店
岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青森銀行、秋田銀行、七十七銀行、みちのく銀行
 - 信用金庫の県内本支店
盛岡信用金庫、花巻信用金庫、北上信用金庫、水沢信用金庫、一関信用金庫、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫
 - 商工組合中央金庫盛岡支店
 - ウリ信用組合北東北盛岡支店
 - あすか信用組合盛岡支店
 - 岩手県医師信用組合
- ※一部資金のみ取扱い
- 岩手県信用農業協同組合連合会
 - 新岩手農業協同組合
 - 花巻農業協同組合
 - 大船渡市農業協同組合

岩手県信用保証協会

- 金融機関から事業資金を借り入れる際に公的な保証人となって、借入を容易にします
- 金融機関を通じて保証申込みを受け保証審査を行い、保証の諾否を決定します
- 信用保証料の軽減措置を行います

保証
申し込み

保証
承諾

融資
保証 申し込み

融資

取扱金融機関

- 申込みのあった中小企業者を審査し、融資を行います
- 県資金に金融機関の資金を加えて融資を行います

預託
(貸付)

岩手県

- 融資のための原資として金融機関に県資金を預託（貸付）します→低利を実現
- 融資の条件を定めます
- 信用保証料の軽減措置等を行います

保証料の一部を負担し、中小企業者の負担を軽減

○ 岩手県制度融資の申し込みをできる方

県内に事業所を有する中小企業者（個人、法人、組合等）で次の条件を備えている方が利用できます。

1 中小企業者の範囲

- ・個人は、常時使用する従業員数が下表に掲げるものです。
- ・法人は、資本金、常時使用する従業員数が下表に掲げるもので、そのいずれかに該当すればご利用することができます。
- ・組合は、組合員の3分の2以上が対象中小企業者であれば、出資の額・従業員数は関係ありません。

業種	資本金	従業員数
製造業等 (運送業・建設業を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
医療法人等	—	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人
旅館業	5千万円以下	200人

2 次の場合を除いて、申込日時点において、原則として県内で1年以上事業を行っていること。また、許認可等を要する業種は、原則としてこれを受けていることが必要です。

- ・「創業者向け資金」を利用する場合
- ・「小口事業資金」を利用する場合（6か月以上の事業実績）
- ・県外において1年以上事業実績のある事業により県内進出する場合

3 岩手県信用保証協会の保証対象業種であること。（農業・林業・漁業・金融業・保険業などは一部を除き、対象となりません。）

4 原則として岩手県信用保証協会の保証を付すこと。

保証対象とならない場合

- ・信用保証協会の代位弁済を受けて求償債務のある方（法人の場合は代表者を含む）及びその連帯保証人（以下「保証人」という）。
- ・借入金の返済が延滞している方。
- ・銀行取引停止処分を受けている方。（第1回の不渡りを出して6か月経過していない場合を含む）
- ・事故発生中の方及びその連帯保証人。
- ・破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立て又は清算に入った方。
- ・休眠会社、休眠組合。

5 暴力的不法行為者及び反社会的勢力が申込む場合、又は申込みの際し、いわゆる金融あっ旋屋等の第三者が介在する場合は融資の対象となりません。